

よくある不備リスト（初回支給申請）

まず初めに、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の初回支給」の「6 申請書ダウンロード」の「申請に必要な資料（表）」又は、申請書類に同封されている「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金のお知らせ（A3二つ折り）4 ページ目」に記載がある提出書類の一覧をご確認ください。

	不備が多い添付書類など	注意点
収入が確認できる書類のコピー ※収入とは、就労収入・事業収入・定期的な収入（公的収入である、児童手当や年金等）	世帯全員分の給与明細等	20歳未満かつ就学中の子の収入は、自立支援金では収入に含まないため、提出不要。
	申請月を含めた直近3か月の給与明細等	申請月の収入が確実に見込むことのできない場合は、前月を含めた直近3か月分の給与明細等を提出。 例：申請が8月だが、8月の収入が申請する時点で見込めない場合、5・6・7月分の収入が確認できる給与明細等を提出。ただし、申請する時点で8月の収入がすでに収入要件を超えている場合（日払い等）は、申請月の収入で審査となります。
	「事業所得・収入申告書」の記入（右記①～③の場合）	①収入がない場合 （申請者のみ。申請者以外の世帯員で収入がない場合は不要。） ②給与収入だが、給与明細が発行されない場合 ③個人事業主等の場合 ※「事業所得・収入申告書」を提出した場合でも、根拠資料を求められることがあります。
	必要経費が確認できるもの	給与収入の場合：交通費支給額がわかる給与明細等。（給与明細が発行されない場合は、「事業所得・収入申告書」へ記載。） 個人事業主の場合：事業に係る光熱水費等の必要経費がわかる帳簿等
	（直近の）年金振込通知書のコピー	世帯の中で年金を受給している方のみ。
保有している全ての金融機関口座の通帳のコピー	世帯全員分の通帳のコピー	20歳未満の方も含む
	申請書提出日の3か月前からの入出金（取引明細）が確認できる全てのページ ※ページが抜けていないか、必ずご確認ください。	直近3か月で通帳を繰越した場合は、繰越前と繰越後、両方の通帳のコピー Web通帳の場合は、入出金の額、日付、摘要等が分かる部分のコピー
	申請書提出日の1週間以内の日付の記帳があるページ	1週間以内の日付の記帳がない場合は、少額の入出金を行う。
	通帳の表紙裏の口座名義人（カナ）や口座番号等がわかるページ	印字や印刷が不鮮明の場合、支給が正しく行えないため、再提出。
	定期預金等のページ	印字がある場合は、印字がある全てのページのコピー 印字がない場合にも、提出が必要。
	合算と印字されている分の取引明細	金融機関で発行した取引明細の添付 ※金融機関にて発行していただくためお時間がかかります。
社会福祉協会からの貸付の振込が確認できるページ	緊急小口資金及び総合支援資金（初回）又は総合支援資金（再貸付）	
その他	消せるボールペン等で記載されたもの	消せるボールペン、鉛筆での記載や修正液の使用は不可。